

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。）となることは認められていないので、応札製品について該当がないことを確認のこと。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「確認申請書」という。）に、次の書類等を添付し、下記 5（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により、令和 7 年 9 月 17 日（水）までに県から通知するものとする。

- (1) 契約に従い確実に納品する旨の確約書（様式任意 申請者の登録印により証明を行うこと。）
- (2) 参加資格制限中の者が、今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入先となっていない旨の製造元からの証明書又は、申請者による確認書

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 9 月 16 日（火） 午後 5 時まで 福島県喜多方建設事務所総務部総務課

なお、申請書類は持参、郵送または電子メールとし、提出期限厳守のこと。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和 7 年 9 月 22 日（月） 午後 3 時まで 上記（1）に同じ

なお、**入札書は郵送又は持参とし、電子メールによる入札は不可とする。**

(3) 開札日

令和 7 年 9 月 22 日（月）

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 5 号様式）に必要とする事項を記載し、提出期限までに指定の場所へ郵送又は持参により提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には 1 リットルあたりの単価を記載すること。

この入札における契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、代金の支払いは、契約単価から軽油引取税を差し引いた額に数量を乗じ（円未満切り捨て）、さらに当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（円未満切り捨て）に軽油引取税に数量を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの単価を記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 同じ価格をもって入札書を提出した者が2名以上であるときは、福島県条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領第13条第2項の規定に基づくくじにより落札者を決定する。

入札書に「くじの数」欄を設け、あらかじめ任意の値〔000～999。空欄をつくらず012のように0（ゼロ）を記載する。〕を記入すること。

「くじの数」欄に記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

エ 封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、品目名、開札日を記入すること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5（3）で指定する日に行う。

(2) 開札は、入札者の立ち会いを求めず、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、開札日以降、入札者に電話等確実な方法により通知を行い、再度入札に付することができるものとする。改めて設定する入札書の提出期限までに指定の場所へ、郵送又は持参により提出すること。再度入札の期限までに入札書の提出がない場合は棄権したものとする。

(4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付することができるものとする。なお、それでも落札者が決定しない場合は、随意契約に係る見積合わせを行うものとする。

(5) 落札者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知する。

9 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県喜多方建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札の前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、福島県喜多方建設事務所に令和7年9月9日（火）午後5時までに説明を求めることができる。

県は、福島県喜多方建設事務所ホームページに掲載する方法により回答する（回答予定日：令和7年9月10日（水））。

(2) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (8) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、福島県条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領第13条第2項の規定に基づくくじを行い、落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、以下の計算式により積算した総額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
$$\{ [(\text{契約単価} - \text{軽油引取税額}) \times 110 / 100] + \text{軽油引取税額} \} \times \text{予定数量}$$
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 自動車用燃料油単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (5) 落札者は「給油所及び代行給油所の住所一覧及び給油所の地図」及び発注者が指示する「給油伝票」を速やかに喜多方建設事務所総務部総務課まで提出すること。なお、給油伝票作成に要する費用は落札者の負担とする。

16 契約条項

- (1) 契約書（案）及び財務規則による。
- (2) 契約単価は、落札者が提示した単価を原則とするが、入札から令和7年10月1日までに市況の著しい変動があった場合は協議に応じるものとする。

(3) 契約期間中の契約単価変更について、別記2のとおり取り扱うこととする。

17 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5(1)と同じである。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- （2） 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- （4） 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （5） 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （6） 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- （7）から（18）まで （略）

契約単価変更について

1 市況調査

原則毎月最終週（2(2)による協議があった場合は随時）に、当該品目を取り扱う喜多方市内の複数業者（契約相手方を含む）に対して、石油製品の店頭価格を照会する市況調査を行う。

その結果、算出される平均店頭価格から消費税及び地方消費税を除いた金額（以下「市況価格」という。）を契約単価変更の指標として用いるものとする。なお、市況価格を算出する際は、小数点第3位を切り捨てとする。

2 契約単価変更の協議

次に掲げる場合において、契約単価の変更を協議できるものとする。

- (1) 毎月実施する市況調査により算出された市況価格について、現行契約単価設定時の市況価格より2円以上の増減があるとき。
- (2) 気候変動や自然災害、紛争等による社会・経済情勢の急激な変動により、急激な市況の変動があるとき。この場合、月途中であっても、協議書の提出により随時変更を協議できる。

ただし、契約単価変更を行うのは、当該協議があった場合に実施する市況調査により算出された市況価格について、現行契約単価より2円以上の増減がある場合に限るものとする。

3 改訂単価の決定方法

落札金額を入札時に定める予定価格で除することにより、落札率（小数点第3位を切り捨て）を算定する。

市況調査により算出された市況価格と、契約相手方店頭価格から消費税及び地方消費税を除いた金額（小数点第3位を切り捨て）それぞれに落札率を乗じたもの（小数点第3位を切り捨て）のうち、より安価なものを改定単価とする。

なお、契約単価変更にあたり、契約相手方から協議書が提出された場合は、協議書により提示された契約希望単価と前述の改定単価を比較した上で、より安価なものを改定単価として決定する。

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電話番号 (- -)
ファクシミリ (- -)

案件名	令和7年度下半期自動車用燃料油単価購入契約 軽油 予定数量：34,000リットル
質 問 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

(〒 ー)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号 (ー ー)

F A X 番 号 (ー ー)

(作成担当者職・氏名)

令和 7 年 9 月 4 日付けで公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けた
いので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治
法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望品名 令和 7 年度下半期自動車用燃料油単価購入契約
軽油 予定数量：34,000 リットル
- 2 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者登録
(1) 登録番号 ()
(2) 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(3) 営業種目 1 7 燃料・油脂類
(4) 取扱品目 1 7 0 1 ガソリン・軽油
- 3 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無
有 ・ 無
- 4 本店、支店又は営業所の所在地（福島県内にある本店又は支店・営業所等給油取扱所）
- 5 給油所又は代行給油所

地区名	給油所又は代行給油所名	所在地
喜多方建設事務所から半径 2 km 以内		
喜多方市山都町内		
耶麻郡西会津町内		

(第3号様式と共に提出する書類の作成例。様式は任意です。)

確 約 書

令和 年 月 日

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(本件責任者及び担当者 氏名

連絡先

)

福島県喜多方建設事務所が発注する令和7年度下半期自動車用燃料油単価購入契約について、契約締結の際は、当該契約に従い確実に納品することを確約します。

(第3号様式と共に提出する書類の作成例。様式は任意です。)

確 認 書

令和 年 月 日

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

(本件責任者及び担当者 氏名)

連絡先)

件名

令和7年度下半期自動車用燃料油単価購入契約

軽油 予定数量：34,000 リットル

今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入れ先が、参加資格制限中の者でないことを確認しました。

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人 印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

購入等件名 及び数量	令和 7 年度下半期自動車用燃料油単価購入契約 軽油 予定数量：34,000リットル	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の 有 無	入札参加資格が ないと認めた 理由	

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、写しを入札書と合わせて提出してください。

入 札 書（見 積 書）

金 額 (税 抜)	万	千	百	拾	円	拾 銭	銭

品 名 令和7年度下半期自動車用燃料油単価購入契約
軽油 予定数量：34,000 リットル

くじの数			
------	--	--	--

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人 様

注)

- 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。
(見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。)
- 2 入札金額は、各品目1リットル当たりの単価(消費税及び地方消費税を含まない。)を記載し、金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 3 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。
- 4 同額入札による「くじ」に使用する。任意の3桁の値を記入し、空欄をつくらないこと。(012のように0(ゼロ)を記載する。)記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。)
- 5 押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者名及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

自動車用燃料油単価購入契約書（案）

適用公所

福島県喜多方建設事務所（福島県大峠・日中総合管理事務所を含む。）

品目、予定数量及び契約単価

	物 品 名	規格・品質	予定数量(ℓ)	契約単価（円）
1	軽油		34,000	

契約単価に消費税及び地方消費税は含まない。

契約期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

納入場所

乙が指定する給油所及び代行給油所（別表1）において給油する。

さらに甲の指定する場所へ配達の上、給油する。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「
」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、頭書の契約期間中、頭書の契約単価をもって、頭書の物品を、頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲の指示により、代行給油所を設けなければならない。

（給油の方法）

第2条 甲の給油の申込みは、その都度給油伝票を乙に交付することによって行うものとする。

2 乙は、前項による書面の交付を受けたときはその内容を確認し、これと引換えに給油しなければならない。

3 前2項によらないで行った給油の結果、乙に損害が生じても、乙はその損害について甲に賠償を請求することができない。

（検査）

第3条 甲は、必要と認めたときはいつでも品質検査をすることができるものとし、その検査に要する費用は、乙の負担とする。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第5条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場

合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第6条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、**政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率**で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第7条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第9条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙は、毎月の給油実績をとりまとめて、納品書と給油の月日及び数量を明示した給油明細書を月末に、また、支払請求書を翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

3 第1項の支払請求書は、第3条の検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

4 請求金額は、契約単価から軽油引取税を差し引いた額に数量を乗じ（円未満切り捨て）、さらに当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満切り捨て）に軽油引取税に数量を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

- 二 乙が解除を申し出たとき。
 - 三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
 - 四 乙が第 12 条の規定に違反したとき。
 - 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
（契約が解除された場合等の違約金）
- 第 10 条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、**政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率**で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更）

第 11 条 当該契約期間中、市況に著しい変動があり、契約単価が不相当と認められた場合は、甲、乙協議して契約単価を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 14 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の
応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部
又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(予定数量)

第 15 条 この契約の予定数量を超えて購入する場合、または予定数量に満たない場合で
あっても、この契約期間中は同一単価をもって購入できるものとする。

(代表者変更の届出)

第 16 条 乙の代表者に変更があったときは、遅滞なくその名義変更にかかる登記簿謄本
その他これを証する書面を添えて甲に届出なければならない。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、
必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 18 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関して
は、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 福島県
氏 名 福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人 印

乙 住 所
氏 名 印

別表 1 納入場所